



## 組合員の皆様

2014年7月25日

### イラン制裁：共同行動計画に基づく制裁緩和期間の延長について

本回覧は、イランからの石油化学製品および NDAA<sup>1</sup>免除国へのイラン産原油の輸送および保険に関する、EU および米国による制裁措置の一時停止についてご案内した、2014年1月17日付および1月28日付の回覧と併せてお読みください。

これまでの経緯として 2013年11月24日に中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国（P5+1）は、イラン核協議でイランと合意に至り、共同行動計画（Joint Plan of Action = JPoA）を発表し、2014年1月20日から6カ月間、特定の輸送及び保険提供の禁止措置を一時停止しました。

### 時期

6カ月の一時停止期間は2014年7月20日に期限を迎えましたが、JPoAの当事国が所定の条件を満たすことを前提として、制裁措置の一時停止期間を2014年11月24日まで延長することが合意されました。米国では財務省海外資産管理局（Office of Foreign Assets Control = OFAC）および国務省がFAQとガイダンスを発表しています。EUは2014年7月21日にEU理事会決議2014/480/CFSPを発表しましたが、実施規則2014/42/EUが改定されていないため、現行の実施規則がそのまま2014年7月20日以降2014年11月24日まで延長され、有効に存続することになります。なお、イラン側がJPoAの義務や約束を履行しなかった場合には、一時停止が撤廃され、即座に制裁措置が再発動される可能性があることにご注意下さい。

---

<sup>1</sup> 米国の国防授權法（National Defence and Authorization Act = NDAA）では、イラン産原油の輸入量を大幅に削減した国に対して米国当局より適用免除が与えられます。最新の免除国リストは、インド、中国、日本、韓国、台湾、トルコに限定されています。

## 注意事項

以下に概説するとおり、制裁措置の一時停止期間の延長について検討するにあたり、船主およびクラブは、2つの重要な点に留意する必要があります。

### (i) 現行制裁措置の一時停止期間

制裁措置の一時停止期間の延長は、2014年11月24日までの一定期間であることにご注意下さい。延長期間を利用して運送契約の締結をお考えの船主は、契約に基づくすべての取引の履行を、遅くとも2014年11月24日までに完了しなければなりません。

### (ii) 制裁対象団体との取引

この制裁措置の一時停止期間の延長は、米国およびEUが制裁対象者として指定する個人または団体（OFAC、EU、英国財務省が公表するリスト上で特定された者<sup>2</sup>）との取引に関する現行の禁止事項を緩和するものではありません。

## JPoAの延長が船主およびクラブの保険カバーに及ぼす実質的な影響

2014年11月24日までの期間の保険カバーに関する立場は米国とEUで異なります。

### 米国

国際P&Iグループとのこれまでの協議を受け、米国国務省は以下の内容を確認しました。  
「JPoA期間中およびその延長期間中に生じた事故に起因するクレームに関する保険金は、原因となった取引および活動が、現在有効に存続している他の制裁措置およびJPoAが規定した制裁緩和の条件に従っている限りにおいて、2014年11月24日以降も支払われる。保険会社および再保険会社は、疑問があれば直接、米国政府に問い合わせること。米国人および米国所有または米国管理の外国企業は、OFACが特に承認しない限り、イランもしくは制裁対象団体に対して、またはこれらのために、保険サービスまたは再保険サービスの提供（JPoAに基づき定められた制裁緩和の全項目に関するものを含む）に参与することを引き続き禁止する」

<sup>2</sup> 米国：<http://sdnsearch.ofac.treas.gov/>

EU：[http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/consol-list/index\\_en.htm](http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/consol-list/index_en.htm)

英国：<https://www.gov.uk/government/publications/financial-sanctions-consolidated-list-of-targets>

したがって、国際 P&I グループの再保険契約を引き受けている米国再保険者は、関与することになるクレームが発生した場合でも、参加することが引き続き禁止されます。

保険約款では、制裁措置を理由として再保険で回収できない責任および損害をクラブカバーから除外しており、そのような不足分は組合員自身が負担するリスクとなることにご注意ください。

## EU

現時点で EU は米国と同等または同様の容認をしておらず、EU 監督下（規制、設立、所在）の保険者は 2014 年 11 月 24 日以降の保険金の支払いを禁止される可能性があります。

国際 P&I グループは、制裁の一時停止期間中に生じたものの、停止期間終了後にならないとクレーム提起または支払がされなかった責任に対し保険者が対応できる規定が欠如していることについて、欧州委員会に懸念を表明しています。国際 P&I グループは、EU が米国と歩調を合わせるように欧州委員会に今後も働きかけていく所存です。この点に関して進展があり次第、ご案内致します。

しかし、この根本的な問題点について EU 加盟国から納得のいく説明が得られていないため、各クラブの立場は、米国の明確化説明以前と何ら変わっておりません。

したがって現時点で国際 P&I グループ加盟全クラブは、再保険から回収できない、または 2014 年 11 月 24 日以降の保険金支払ができないことにより、JPoA の延長期間中に生じたクレームに対する保険カバーに支障が生じるおそれがあることを、引き続き組合員にご注意頂くこととなります。

また、JPoA の期間中であっても、とりわけ銀行やその他の役務提供者はイラン関連の取引への関与に消極的なことから、クラブはイランとの取引に起因する事故に対して、担保の提供を含め限定的な対応しかできないことにご留意下さい。

国際 P&I グループに所属する全クラブが同様の内容の回覧を発行しています。

以上



Jeremy Grose  
Chief Executive  
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835

E-mail: [jeremy.grose@ctplc.com](mailto:jeremy.grose@ctplc.com)

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)